

ニューデリー日本人学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は「ニューデリー日本人学校PTA」という。
- 第2条 この会は事務所を日本人学校（以下学校）に置く。

第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は父母と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第4条 この会は前条の目的を遂げるために次の活動を行う。
- (1) 会員相互の教養を高め、親睦を図る。
 - (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童生徒の生活を指導する。
 - (3) 児童生徒の教育及び生活環境の改善を図る。
 - (4) 国際理解に努める。
 - (5) その他、目的を達成するために必要と認められる活動を行う。

第3章 方針

- 第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- (1) 特定の宗教、政党にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
 - (2) 学校の人事、その他管理運営には干渉しない。

第4章 会員

- 第6条 この会の会員となることのできる者は次の通りとする。
- (1) 日本人学校に在籍する児童生徒の父母、または、それにかわる保護者。
 - (2) 日本人学校の校長、教頭及び教員。

第7条 この会についての会費は徴収しないものとする。

第8条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 役員

第9条 この会の役員は次の通りとする。会長1名、副会長2名、書記1名、校長、教頭

第10条 役員は総会において選出される。

第11条 役員の任期は1年とする。

第12条 会長は本会を代表し、次の職務を行う。

- (1) 総会及び各委員会を招集する。
- (2) 各委員長及び委員を委嘱する。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第14条 書記は次の職務を行う。
(1) 総会及び運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
(2) 記録、通信その他の書類を保管する。
(3) 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
(4) 必要により会報を作成し、会員に配布する。

第15条 役員を選出にあたっては、次の手続きにより行う。
(1) 公示及び立候補者の公募を行う。
(2) 公募により立候補者が整った場合には告示と選挙を行う。
(3) 公募により立候補者が伴わない場合、推薦による候補者の告示と選挙を行う。
(4) 選挙は全会員の投票により行う。
(5) 開票は役員が行い、会員に結果を告示する。
(6) 役員の変更は2月のPTA総会までに行う。
(7) 総会で役員を承認する。
(8) もし会長、副会長、書記が帰国等により欠けたる場合には、選挙で次点の者が繰り上がり、その任に就くものとする。

第6章 委員会と任務

第16条 本会には次の委員会を置く。
(1) 学年委員会
(2) バス委員会
2 各委員会には委員長及び副委員長を置くこととし、互選の後、会長が委嘱する。ただし、委員長が欠けた場合には、次点の者がその任に就く。
3 バス委員会の委員は実行委員長、実行副委員長、運行委員長、運行副委員長、バス委員をもって組織する。また、バス実行委員長はバス委員長を、バス運行委員長はバス副委員長を兼ねるものとする。

第17条 各委員会は主として次のことを行う。
(1) 学年委員会は学年間の密接な連絡を図り、児童生徒の教育・教養向上に協力し、PTA主催行事の企画運営・学校行事の支援を行う。
(2) バス委員会はバス運営委員会と連携し、スクールバスの運行・調整、安全対策等の企画運営を行う。

第7章 総会

第18条 総会は全会員をもって構成される会の最高議決機関とする。

第19条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
(1) 定期総会は4月、2月とする。
(2) 臨時総会は運営委員会が必要と認めたときに開催する。
(3) 全役員が認めた場合、定期総会の開催時期は変更することができる。
(4) 総会は、オンライン会合または書面（電磁的記録物を含む）で行うことができる。

第20条 定期総会は、次の事項を議決または承認する。
(1) 役員決定に関すること。
(2) 事業計画に関すること。

- (3) 事業報告に関すること。
- (4) その他必要な事項。

第21条 総会は、会員の家庭数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。

第22条 総会の議長は会員の中から選出し、議事は出席者の過半数で決する。

第8章 運 営 委 員 会

第23条 運営委員会は会長、副会長、書記、各委員長、副委員長、校長、教頭、教務主任及び副教務主任をもって構成し、次の事項を行う。

- (1) 事業の企画推進を図り、次の事項を行う。
- (2) 各委員会の活動状況の報告並びに調整を行う。
- (3) 日本人会関連行事への協力体制を確立するための協議を行う。
- (4) その他、必要な事項の協議を行う。

第24条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき及び構成員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

運営委員会は、オンライン会合または書面（電磁的記録物を含む）で行うことができる。

第25条 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、その会議を開き、議決することはできない。

第26条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第9章 規約の改正

第27条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第28条 この規約は、昭和41年7月26日より効力を発するものとする。

第29条 (規約の経過)

- (1) この規約を一部改正し、平成 8 (1996) 年4月1日より実施する。
- (2) この規約を一部改正し、平成20 (2008) 年4月1日より実施する。
- (3) この規約を一部改正し、平成24 (2012) 年4月1日より実施する。
- (4) この規約を一部改正し、平成26 (2014) 年4月1日より実施する。
- (5) この規約を一部改正し、令和 2 (2020) 年4月1日より実施する。
- (6) この規約を一部改正し、令和 3 (2021) 年4月1日より実施する。
- (7) この規約を一部改正し、令和 5 (2023) 年4月1日より実施する。
- (8) この規約を一部改正し、令和 5 (2023) 年1月27日より実施する。
- (9) この規約を一部改正し、令和 7 (2025) 年4月1日より実施する。